

意見書

平成28年10月28日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成28年10月28日に開催した平成28年度第4回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業1箇所、港湾改修事業1箇所、農道整備事業1箇所および中山間地域総合整備事業2箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業 [県事業] 【再評価対象事業】

2番 一般国道477号菰野^{こもの}バイパス

当該箇所は、平成20年度に事業に着手し、社会情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じたため初めての再評価を行った事業である。

(2) 港湾改修事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

505番 港湾改修事業 (鳥羽港佐田浜^{とばこうさだはま}地区)

当該箇所は、平成6年度に事業に着手し、平成22年度に完了した事業である。

(3) 農道整備事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

501番 農道整備事業 (伊賀^{いが}地区、青山^{あおやま}地区)

当該箇所は、昭和61年度に事業に着手し、平成22年度に完了した事業である。

(4) 中山間地域総合整備事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

502番 中山間地域総合整備事業 (茅広江^{ちひろえ}地区)

503番 中山間地域総合整備事業 (志摩^{しま}地区)

502番については、平成13年度に事業に着手し、平成22年度に完了した事業である。

503番については、平成12年度に事業に着手し、平成22年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、2番について妥当性が十分に認められることから事業継続を了承する。

なお、事業の計画的な執行を図り早期完了に努められたい。

505番、501番、502番、503番の事業の効果については評価結果の妥当性を認める。